

# ○印旛郡市広域市町村圏事務組合水道用水供給条例施行 規程

昭和 57 年 11 月 24 日

規程第 3 号

改正

昭和 60 年 3 月 11 日規程第 3 号

平成 4 年 3 月 30 日訓令第 1 号

平成 6 年 4 月 1 日訓令第 1 号

平成 8 年 3 月 25 日水企管規程第 8 号

平成 13 年 3 月 27 日水企管規程第 6 号

平成 14 年 3 月 11 日水企管規程第 3 号

平成 22 年 7 月 26 日水企管規程第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この管理規程は、印旛郡市広域市町村圏事務組合水道用水供給条例(昭和 56 年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第 5 号。以下「条例」という。)第 8 条の規定により、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第 2 条 この管理規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

(1) 給水地点 印旛郡市広域市町村圏事務組合(以下「事務組合」という。)が条例第 2 条に規定する受水者(以下「受水者」という。)に水道用水を受渡しする地点をいう。

(2) 年間受水量 毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの予定使用水量をいう。

(3) 月間受水量 毎月 1 日から末日までの予定使用水量をいう。

(給水地点及び給水方法等)

第 3 条 給水地点及び給水方法は、別表のとおりとする。ただし、災害その他特別の事情により給水する場合は、管理者が別に定めることがある。

2 給水地点における受水方法については、管理者が受水者と協議して定める。

(年間受水量の申し込み等)

第 4 条 受水者は、毎年翌年度の年間受水量を、毎年 6 月 20 日までに年間受水量等申込書(別記第 1 号様式)により管理者に申し込まなければならない。

2 受水者は、前項の規定による申し込みの後において、年間受水量等を変更する

必要が生じた場合は、速やかに年間受水量等変更申込書(別記第2号様式)により管理者に変更の申し込みをしなければならない。

- 3 管理者は、前2項の規定による申し込みに対して、受水者の調整基本水量(条例第3条第2号に規定する水量をいう。)及び事務組合の施設能力等を勘案し、申し込みを受けた日以後速やかに給水承諾書(別記第3号様式)により承諾の通知をするものとする。

(使用水量の測定等)

第5条 条例第4条に規定する使用水量の測定は、毎月、その月の末日に行うものとする。

- 2 計量器による使用水量の測定が不能又は異常があると認められる場合の使用水量は、別に定める基準により管理者が認定するものとする。
- 3 使用水量の測定又は認定の単位は立方メートルとする。

(使用水量の通知)

第6条 管理者は、使用水量の測定又は認定を行ったときは、使用水量通知書(別記第4号様式)により1週間以内に受水者に通知するものとする。

(使用水量の確認)

第7条 受水者は、前条の規定による通知を受けたときは、使用水量を確認した旨、当該通知を受けた日から1週間以内に使用水量確認書(別記第5号様式)により管理者に通知するものとする。

(給水料金の算定)

第8条 各月の給水料金は、条例第3条第1号及び第2号に規定する基本料金及び調整基本料金のそれぞれ12分の1に相当する金額と同条第3号に規定する使用料金の合計額とする。

- 2 前項の規定により各月の給水料金を算定する場合において、基本料金及び調整基本料金に1円未満の端数が生ずるときは、当該1円未満の端数の合計額を当該年度の4月分に合算するものとし、使用料金に1円未満の端数が生ずるときは、当該端数を切り捨てるものとする。
- 3 特別の事情により前2項の規定によりがたい場合にあつては、管理者が別に定めるところによることができる。

(給水料金の徴収等)

第9条 条例第5条に規定する給水料金の徴収は、印旛郡市広域市町村圏事務組合水道用水供給事業財務規程(平成8年印旛郡市広域市町村圏事務組合水道企業部

管理規程第6号)第22条第1項の規定により納入通知書を発行して行う。

- 2 管理者は、納入通知書を使用水量を測定した月の翌月10日までに受水者に送付するものとする。
- 3 受水者は、給水料金を納入通知書の送付を受けた月の20日までに管理者が指定する金融機関に納入しなければならない。
- 4 前2項に規定する納入通知書の送付期限及び給水料金の支払期限について、特別の事情がある場合は、これを延期することができる。

(水道用水の水質)

第10条 水道用水の水質及び給水地点における残留塩素の基準は、管理者が受水者と協議して定めるものとする。

(補則)

第11条 この管理規程の施行に関し必要な事項は、管理者が受水者と協議して定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、昭和57年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 昭和57年度における年間受水量に係る規定の適用については、第2条第2号中「毎年4月1日」とあるのは、「昭和57年12月1日」と、第4条第1項中「毎年7月20日までに翌年度の」とあるのは、「昭和57年11月25日までに」とする。

附 則(昭和60年3月11日規程第3号)

この規程は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則(平成4年3月30日訓令第1号)

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成6年4月1日訓令第1号)

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成8年3月25日水企管規程第8号)

この管理規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月27日水企管規程第6号)

この管理規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月11日水企管規程第3号)

この管理規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 7 月 26 日水企管規程第 4 号)

この管理規程は、公布の日から施行し、平成22年 3 月23日から適用する。

別表(第3条第1項)

受水者		区分	給水地点	給水方法
成田市	並木町配水場		成田市並木町113番地1	管渡し
	山口配水場		〃 山口293番地1	
佐倉市	南部浄水場		佐倉市小篠塚1240番地	管渡し
	志津浄水場		〃 上志津原59番2	
四街道市	第2浄水場		四街道市山梨1500番地	管渡し
	第3浄水場		〃 千代田1丁目14番地	
八街市			八街市榎戸415番地	管渡し
印西市	平岡配水場		印西市別所1289番1	管渡し
	松崎配水場		〃 松崎台1丁目9番	
	印旛配水場		〃 美瀬1丁目17番	
白井市			白井市根字下郷谷10番6	管渡し
富里市			富里市七栄651番地122	管渡し
酒々井町			酒々井町尾上194番1号	管渡し
長門川水道企業団			栄町酒直台2丁目30番1号	管渡し

別記

第1号様式(第4条第1項)

年 間 受 水 量 等 申 込 書

年 月 日

印旛郡市広域市町村圏事務組合  
管理者 様

受水者の名称

代表者の氏名

印

印旛郡市広域市町村圏事務組合水道用水供給条例施行規程第4条第1項の規定により、 年度の年間受水量を次のとおり申し込みます。

なお、年間受水量の月別、給水地点別の内訳は、別紙のとおりです。

- |   |               |         |         |
|---|---------------|---------|---------|
| 1 | 年 間 受 水 量     |         | $m^3$   |
| 2 | 1 日 最 大 受 水 量 |         | $m^3$   |
| 3 | 受水期間          | 年 月 日から | 年 月 日まで |



第2号様式(第4条第2項)

年間受水量等変更申込書

年 月 日

印旛郡市広域市町村圏事務組合  
管理者 様

受水者の名称

代表者の氏名

印

年 月 日付けで申し込み、年 月 日 印広水第  
号で承諾のありました、年度の年間受水量等を印旛郡市広域市町村圏事務組合  
水道用水供給条例施行規程第4条第2項の規定により、次のとおり変更したいので  
申し込みます。

なお、変更に係る年間受水量等の月別、給水地点別の内訳は、別紙のとおりで  
す。

1 変更内容

- |            |                                    |
|------------|------------------------------------|
| (1) 変更前受水量 | m <sup>3</sup>                     |
| (2) 変更後受水量 | m <sup>3</sup>                     |
| (3) 差引増減   | m <sup>3</sup> (減の場合にあつては、△印を付すこと) |

2 変更理由



別紙

年間受水量等変更申込内訳書

給水地点名 月別							合 計			摘 要
	1日最大 受水量	1日平均 受水量	月合計 受水量	1日最大 受水量	1日平均 受水量	月合計 受水量	1日最大 受水量	1日平均 受水量	月合計 受水量	
4	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
1										
2										
3										
合計										

(注) 月別欄は、上段に変更前の受水量を、下段に変更後の受水量を記入すること。ただし、変更のない箇所は下段のみ記入とする。

第3号様式(第4条第3項)

給 水 承 諾 書

印 旛 郡 市 広 域 市 町 村 圏 事 務 組 合 第 号

年 月 日

様

印 旛 郡 市 広 域 市 町 村 圏 事 務 組 合  
管 理 者 印

年 月 日 付 け で 申 し 込 み ( 変 更 申 し 込 み ) の あ っ た 年 度 年 間  
受 水 量 等 に つ い て 、 印 旛 郡 市 広 域 市 町 村 圏 事 務 組 合 水 道 用 水 供 給 条 例 施 行 規 程 第 4  
条 第 3 項 の 規 定 に よ り 、 次 の と お り 承 諾 し ま す 。

な お 、 年 間 給 水 量 の 月 別 、 給 水 地 点 別 の 内 訳 は 、 別 紙 の と お り で す 。

- 1 年 間 給 水 量  $m^3$
- 2 1 日 最 大 給 水 量  $m^3$
- 3 給 水 期 間 年 月 日 から 年 月 日 まで

備 考 年 間 給 水 量 の 月 別 、 給 水 地 点 別 の 内 訳 は 、 当 初 承 諾 に 係 る も の に あ っ て は 別 紙  
( そ の 1 ) を 、 変 更 承 諾 に 係 る も の に あ っ て は 別 紙 ( そ の 2 ) と す る 。



別紙（その2）

年間給水量変更内訳書

給水地点名 月別							合計			摘要
	1日最大 給水量	1日平均 給水量	月合計 給水量	1日最大 給水量	1日平均 給水量	月合計 給水量	1日最大 給水量	1日平均 給水量	月合計 給水量	
4	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
1										
2										
3										
合計										

(注) 月別欄は、上段に変更前の受水量を、下段に変更後の給水量を記入すること。ただし、変更のない箇所は下段のみ記入とする。

第4号様式(第6条)

使用水量通知書

印広水 第 号  
年 月 日

様

印旛郡市広域市町村圏事務組合  
管理者 印

年 月分の使用水量について、印旛郡市広域市町村圏事務組合水道用水供給条例施行規程第6条の規定により、次のとおり通知します。

測定場所	今月末の指針	前月末の指針	今月の使用水量
			m <sup>3</sup>
			m <sup>3</sup>
合計			m <sup>3</sup>
(認定)			

第5号様式(第7条)

使用水量確認書

年 月 日

印旛郡市広域市町村圏事務組合  
管理者 様

受水者の名称  
代表者の氏名 印

印旛郡市広域市町村圏事務組合水道用水供給条例施行規程第7条の規定により、  
年 月分の使用水量について、次のとおり確認しました。

年 月分の使用水量 m<sup>3</sup>

使用水量確認内訳書 (単位：m<sup>3</sup>)

受水地点名	使用水量			月合計使用水量
	1日最大	1日最低	1日平均	
合計				